

令和5年度

日 時 令和6年3月21日 14:00～
場 所 更別村役場3階大会議室

第3回会議議案

更別村地域公共交通活性化協議会

会議次第

1 開会

2 挨拶 会長 大野 仁

3 議題

議案第1号 令和6年度事業計画(案)について

議案第2号 令和6年度収支予算(案)について

4 その他

5 閉会

3. 議題

議案第1号 令和6年度事業計画(案)について

1 事業スケジュール

- 令和6年 2月下 地域公共交通計画策定事業 内示
- 4月～5月 地域公共交通計画策定事業 国庫補助金申請
更別村補助金申請
- 5月～6月 国庫補助金 交付決定後、事業着手
更別村地域公共交通計画策定委託業務発注
- 6月中 第1回会議
地域内フィーダー系統確保維持改善計画に係る計画認定申請について
更別村地域公共交通計画作成に係るスケジュール(案)について
※12月までに3回程度、会議の開催予定
- 令和7年 1月中 第2回会議
地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価(案)について
更別村地域公共交通計画策定(案)について

議案第2号 令和6年度収支予算(案)について

(収入の部)					単位:円
科目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考	
補助金		6,539,000	6,539,000	更別村補助金 国庫補助金	6,539,000 0
繰越金		0	0	前年度繰越金	0
諸収入		0	0	貯金利息	
合計	0	6,539,000	6,539,000		

(支出の部)					単位:円
科目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考	
運営費	0	15,000	15,000		
会議費		0	0		
事務費		15,000	15,000	振込手数料 ゴム角印	2,000 13,000
事業費		6,524,000	6,524,000	更別村地域公共交通計画 策定委託業務	6,524,000
合計	0	6,539,000	6,539,000		

更別村地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 更別村地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、「法」という。）の規定に基づく協議並びに村内における生活交通の確保方策等に関する協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を更別村字更別南1線93番地更別村役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (4) 生活交通の確保方策等に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、更別村副村長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

番号	法の規定区分	関係機関等
1	法第6条第2項第1号	更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
2	法第6条第2項第2号	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者 北海道開発局帯広開発建設部長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
3	法第6条第2項第3号	釧路方面帯広警察署長又はその指名する者 地域公共交通の利用者 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員があらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員及び関係者は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、更別村企画政策課に事務局を置く。
2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。
2 監査委員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(財務)

第 10 条 協議会において、予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 11 条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもつて打ち切り、会長が別に定める方法により決算する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議の上、別途定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

更別村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和5年6月現在

法の規定区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体及び村長が指名する者	更別村	副村長	大野 仁 会長
		更別村企画政策課	課長	本内 秀明 会長代理
		更別村産業課	課長	高橋 祐二
		更別村保健福祉課	課長	新関 保
		更別村住民生活課	課長	小野寺 達弥
第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	十勝バス株式会社モビリティグループ乗合企画チーム	次長	鈴木 洋平
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二
		大正交通有限会社	専務取締役	道見 賢人
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長	大江 祐一
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	佐々木 昇
		更別村建設水道課	課長	石川 亮
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	堺 玄州
	地域公共交通の利用者	更別村社会福祉協議会	副会長	高畠 昭子
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄 監査
	学識経験者その他 当該地方公共団体が必要と認めるもの	北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	若杉 貴志
		十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長	範国 修史
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司
		更別村商工会	経営指導員	濱村 好弘 監査
		Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社長大職務執行者	今井 母土子
事務局	オブザーバー			
	更別村企画政策課	課長補佐	井内 浩路	
	更別村企画政策課地域開発係	主任	石井 悠一郎	
	更別村企画政策課地域開発係	主任	井原 韶博	

*法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。